



住宅 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 政策推進係
☎476-1111(224)

◆定住促進賃貸住宅家賃補助事業について

転入世帯および新婚世帯が町内の賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を助成します。

【補助対象者】

転入世帯または新婚世帯の世帯主で、次に掲げる要件全てに該当する方。

- 世帯全員が大崎町に住所を有する方
- 町内の賃貸住宅に新たに入居する方
- 3万円を超える賃貸住宅の家賃を支払っている方
- 世帯全員が市区町村民税などを滞納していない方

※転入世帯…転入日から賃貸住宅に入居した日までの期間が1年未満かつ転入日前3年間に於いて町内に住所を有していなかった方が属する世帯

※新婚世帯…婚姻届出後2年未満かつ申請年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯

【補助期間】 補助要件を満たした月（月の途中入居などの場合は、その翌月）から起算して2年間

【補助金額】

毎月の家賃から住宅手当などを減じて得た額の2分の1の額（千円未満の端数は切り捨て）を助成します。ただし、次の世帯主の区分に応じて定める金額を上限とします。

| 世帯主の区分 | 上限金額 |
|----------------|-------|
| 転入世帯の世帯主 | 月額1万円 |
| 新婚世帯の世帯主 | 月額1万円 |
| 転入世帯かつ新婚世帯の世帯主 | 月額2万円 |

◆定住住宅取得補助事業について

町内に定住するために住宅を新築または購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。

【補助対象者】

- 転入日前の2年間に於いて町内に住所を有していなかった方が属する世帯（ただし世帯責任者は65歳未満）
- 義務教育終了前の子を扶養している方または町内居住者で夫婦どちらかが40歳未満の世帯責任者

【補助要件】

1. 申請日前の1年以内に住宅を新築または購入（中古住宅を含む。）すること。
2. 新築または購入した住宅に引き続き5年以上定住すること。
3. 居住地の自治公民館に加入すること。
4. 市区町村民税などに滞納がないこと。

※建て替えとみなされる場合は対象外となります。

【補助金額】

住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです。

| 基本額 | 補助基本額 | 1世帯につき | 20万円 |
|-----|----------|-------------------|------|
| 加算額 | 転入者加算額 | 1世帯につき | 50万円 |
| | 子育て世帯加算額 | 義務教育終了前の子が1人の世帯 | 10万円 |
| | | 義務教育終了前の子が2人以上の世帯 | 20万円 |
| | 地域活性化加算額 | 指定地区に住宅を取得した場合 | 10万円 |